

公益財団法人国際茶道文化協会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際茶道文化協会（以下「この法人」という。）の定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

(賞 与)

第 4 条 この法人の常勤役員には、賞与及びこれに準ずる手当を支給しない。

(退職手当)

第 5 条 この法人の常勤役員の退職にあたっては、退職手当及びこれに準ずる手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第 6 条 この法人の常勤役員の報酬総額は、各年度の総額が、理事又は監事それぞれ 1,000 万円を超えない範囲内で、理事については理事長が理事会の承認を得て決めるものとし、監事については監事の協議にて決めるものとする。

(報酬の支給日)

第 7 条 報酬は、年間報酬総額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 9 条 役員等には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第 10 条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準とし、同条第 2 項の規定に基づき公表するものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人国際茶道文化協会の設立の登記の日から施行する。